



令和5年3月16日

中部地方整備局

公契約関係競売等妨害又は談合に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社 丸昇建設
業者の住所：三重県尾鷲市倉ノ谷町26-21
2. 指名停止措置期間：令和5年3月16日から令和5年7月15日まで（4ヵ月）
3. 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内
4. 事実概要：

令和5年2月14日、(株)丸昇建設の元代表取締役は、中部地方整備局発注の工事にかかる一般競争入札を巡り、令和3年3月頃に中部地方整備局職員（当時）から入札情報を入手し、他の者と共謀の上、公正な入札を妨害したことにより、入札談合等関与行為防止法違反及び公契約関係入札妨害の容疑で愛知県警に逮捕された。

また、令和5年3月7日、入札談合等関与行為防止法違反及び公契約関係入札妨害の罪で公訴を提起された。
5. 指名停止措置理由：

中部地方整備局発注の工事にかかる一般競争入札を巡り、(株)丸昇建設の当時の代表取締役が入札談合等関与行為防止法違反及び公契約関係入札妨害容疑で令和5年2月14日に愛知県警に逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）（以下「指名停止等措置要領」という。）別表第2第11号（下記参照）に該当する。

よって、本件については指名停止4ヵ月とする。

<指名停止等措置要領 別表第2>

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 11. 国土交通省の所属担当官が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から <u>4ヵ月以上12ヵ月以内</u>

配布先 中部地方整備局記者クラブ

問い合わせ先

中部地方整備局総務部

経理調達課長 吉村 健

電話 052-209-6316(ダイヤル)